

奥州市上下水道事業告示第9号

奥州市農業集落排水事業分担金条例(平成18年2月20日条例第285号)第3条の規定により、排水区域を次のとおり変更する。

令和3年4月1日

奥州市長 小 沢 昌 記

1 除外する排水区域

水沢地域

水沢姉体町字上島、字殿野起、字伊手迎及び字中島の一部

前沢地域

前沢字北久保、字中久保、字中村、字道場、字宿、字八幡、字島、字高畑及び字長檀の一部

2 該当区域図

別紙のとおり。別紙は省略し、上下水道部下水道課に備えておき縦覧に供する。